

公立大学法人横浜市立大学教員の特別研究期間制度に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学教員に対する特別研究期間（以下「サバティカル」という。）制度について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてサバティカルとは、教員の行う教育の向上と研究の推進を目的として、学内における職務の全部又は一部を一定期間免除し、自らの研究に専念させる制度をいう。

(資格)

第3条 サバティカルを取得できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本学の教員として、7年以上継続して勤務している（休職及び停職の期間を除く）者
- (2) 本学の教員として、教育研究又は管理運営業務において優秀な業績のある者
- (3) サバティカルを取得後、3年以上本学に勤務できる者

(期間)

第4条 サバティカルの期間は、6か月以上1年以内とする。

(取得申請)

第5条 サバティカルの取得を希望する者は、学群長に特別研究期間取得申請書 兼 研究計画書（様式1）を提出する。

(取得者の決定)

第6条 学群長は、学群調整会議において、サバティカルの取得を希望する者の教育・研究能力の向上や、教育、研究、診療、その他学内職務への影響を確認したうえで、候補者を選考し、学長に推薦する（様式2）。

2 学長は、理事長と協議し、大学への貢献度を踏まえたうえで、前項の推薦を受けた者のなかから、サバティカルの取得を承認する者を決定し、その結果を学群長に通知する（様式3）。

3 学群長は、前項の通知を受けたときはサバティカルの候補者に、その結果を通知する。

(辞退)

第7条 サバティカル取得の決定通知を受けた教員が、取得を辞退するときは、サバティカルの初日の前日までに、速やかに特別研究期間辞退書（様式4）を提出するものとする。

(職務の免除)

第8条 サバティカルを取得する教員に対し、その期間中、教育、診療、その他管理運営に係る学内職務の全部又は一部を免除する。

(研究成果等の報告)

第9条 サバティカルを取得した教員は、サバティカルの終了後、1か月以内に、特別研究期間終了報告書（様式5）を学長に提出しなければならない。

2 サバティカルを取得した教員は、原則としてその期間が終了してから3年以内にその研究成果を学術論文・学会発表等で公表しなければならない。

(兼業)

第10条 サバティカルの期間中は、原則として兼業を認めない。ただし、特別な事情により兼業する場合は、学長の許可を得なければならない。

(取消事由)

第11条 学長は、次の各号の場合は、サバティカル取得の承認を取り消す。

- (1) 申請と異なる内容の研究又は活動を行っている場合
- (2) 当初の研究目的を達成することが困難と見込まれる場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、制度実施に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要綱は平成25年7月5日から施行する。